

【1種・2種・3種會員規定】

第 1 条 (目的) この規定は一般社団法人ジュニアスポーツネットワーク(以下「当法人」という。)の定款第 6 条に定める趣旨および三種委員会について、必要事項を定める。
第 2 条 (総会) 三種委員会は、当法人の組織運営にスポーツネットワークのオーナー・代表者等とある程度関係のある者から構成される総会として、二種委員会とスポーツネットワークで活動する個人および団体とを兼ねるものとする。
第 3 条 (役員) 三種委員会の会務は以下のとおりとする。
第 4 条 (コンプライアンス) 三種委員会には、法律、規定等が定めておらず、後者となる法人社会にも適用することはない。コンプライアンスの問題が生じないよう努め、万一問題が生じた場合は委員間の協議およびそれにより支障の発生を防止する責任を負う。
第 5 条 (紛争の解決) 二種委員会および三種委員会は、発着者および団体の合併・組換え決定をした場合には合意しないものとする。前項より発着者および団体の合併・組換え決定の否、その権利義務を継承する新たな個人および団体の存続もしくは消滅の判断は、二種委員会と三種委員会とは関係なく、発着者・団体の責任を負うものとする。この場合には、理事会での承認が必要であり、そのための必要な資料の提出を求めらる。
第 6 条 (報告義務) 二種委員会および三種委員会は、発着者および団体の合併・組換え決定をした場合には、必要とする情報や資料等は提出し、当法人の承認を得てこれに示す限りは示さない。
第 7 条 (役員) 役員は発着者および団体の合併・組換え決定を完了し、二種委員会の設置については理事長からその承認を得た後、三種委員会を設置する。発着者の勢力(勢力、威力と詐術的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人)との関わりが強い個人および団体となる。
第 8 条 (解任) 二種委員会及び三種委員会と公益の利益に反する、信頼関係を損なう事象が生じたときと判断した場合は、当法人からの解任または懲戒を解除することとする。
第 9 条 (知的所有権) 事業遂行にあたり当法人が作成する各書籍、映像、資料等の一切の製作物等に対する著作権その他の知的所有権は当法人に帰する。
第 10 条 (損害賠償) 事業遂行に必要ない事象が生じた場合、一種委員会および二種委員会の個人と当法人間で協議し、誠実に処理するものとする。
第 11 条 (裁判権) 万が一紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専断裁判所とする。
この規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施する。

【個人情報保護方針】

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク（以下「当法人」という）は、一様・二様・三様会員（以下「会員」という）の個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を適正に取り扱い、保護するために細心の注意を払っています。

- 当法人は会員およびクラブの個人情報（登録、加入用紙等）を、以下のとおり利用いたします。
- (1) 事業遂行およびその他の事業の遂行のため (2) 電話、FAX、電子メール、郵便等による情報提供、各種ご案内、代金の口座引き落とし等、継続的な取引に必要とされる管理およびこれに伴う告知その他の (3) 事業内容変更、事業終了等を要する連絡のため (4) 保険金請求（保険代理店を含む）への保険金請求等、各種手続きに必要となる当法人の事務処理のため (5) 各種取引終了後の事務整理のため
2. 個人情報の管理
- 当法人は、会員およびクラブからお預かりした個人情報を、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適正な管理を行います。
3. 個人情報の第三者への提供
- 当法人は以下の場合は、会員およびクラブの個人情報の一部または全部を、書面または電子データの形で第三者に提供する場合があります。なお、以下のいずれかに該当する場合であっても、会員またはクラブからのご要望に応じ、当該本人を特定しない限り提供いたします。
- (1) 法律の施行その他の法令に基づき提供を要する場合は (2) 関係金融機関への口座引落し手続のため (4) 保険会社及び保険代理店の保険金請求、保険加入手続のため (5) 当法人と関係がある法人への業務提携化を図るため (6) 法令に基づき司法機関、行政機関との法務調査等を行う場合と想定した場合。

一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク・福利厚生規定

平成30年4月1日 施行

本規定では、一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク（以下では、「当法人」といいます。）が各会員に対して提供する福利厚生サービスに関して定めています。
本規定における会員とは、特に断りのない限り、二種会員、三種会員（チーム）、三種会員（指導者）、三種会員（選手（Ⅰ・Ⅱを含む））及び三種会員（グループ）のことを指します。

- [illegible]

(2) 賠償金補償サービス
事業年度の補償金額は、下記①及び②の金額を上限に、事業の性質に応じて当法人が適正妥当と判断した金額とします。なお、賠償金補償サービスの原因の解決につき弁護士との関与が必要とされる場合には、二重会員及び二重会員が属する団体は、当法人が指定する弁護士を代理人とすることを要します。

- [illegible]

(マウスガード普及推進事業)

- (1) マウスガードに関する調査及び情報の発信 (2) マウスガードに関するお問い合わせ、ご相談への対応 (3) マウスガード制作に当たっての関係機関の紹介 (4) マウスガードに関する勉強会、セミナー等の開催 (5) その他、(1) ないし (4) に附随する様々なサービスの提供

(体づくり支援活動)

- 1) 体づくりのために適切なトレーニングに関する情報の発信 (2) 体づくりのために適切なメンタルコントロールに関する情報の発信 (3) 体づくりのために適切な食育に関する情報の発信 (4) 体づくりに関する勉強会、セミナー等の開催 (5) その他、(1) ないし (4) に附随する様々なサービスの提供

(AED 普及促進活動)

- (1)AEDの普及状況等に関する調査及び調査結果の発信 (2)AEDの使用方法等に関する勉強会、セミナー等の開催及び情報の発信 (3) (1)及び(2)に附随する様々なサービスの提供

(スポーツ事故防止活動)

20. スポーツ事故防止活動サービス（以下では、「スポーツ事故関連サービス」といいます。）は、以下の各号により構成されます。
- (1) スポーツ事故の現状に関する調査及び調査結果の発信 (2) スポーツ事故防止に向けた助言、アドバース等 (3) スポーツ事故に関する勉強会、セミナー等の開催 (4) スポーツ事故に関する会員からのお問い合わせ、ご相談への対応 (5) スポーツ事故発生時の助言、アドバイス等 (6)(1)ないし(5)に附随する様々なサービスの提供

(終わりに)

2. 本規定の定めは、当法人によって適宜改正することができるとする。ただし、4月1日をもって改正後の規定が効力を発する場合でない限り、当法人は事前に各権限員に対し改正につき通知するものとする。なお、各権限員に対する通知に当たっては、二権限員に対する通知をもって当該二権限員が属する団体の三権限員（選手）、当該二権限員が属する団体の三権限員（指導者）と同じく三権限員（選手）及び同じく三権限員（グループ）に於いても通知したものとみなす。当法人からの通知を受けた二権限員は、二権限員自身が属する団体の三権限員（選手）、三権限員（指導者）、三権限員（選手）及び三権限員（グループ）に対し対応する責任を持って周知徹底しなければならないものとする。

当法人は、会員に対しての幅の厚いサービスを提供することにより、日本の子どもたちが安全かつ安心してスポーツに取り組むことができる環境づくりを目指しています。また、今後も新たにさまざまな分野で活動することを目指し、その成果を会員の皆様に還元させていただきます。

当法人の活動につきまして、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上





ジュニアスポーツライフネットワークとは

こどもたちが安全にスポーツに打ち込める環境づくりを目指し、各種スポーツ関係団体の団員が一致団結・協力のもと創設した一般社団法人です。我々はスポーツ活動中に起こり得る、あらゆる事故への備え方を全国のスポーツ団体を支える代表者様や指導者の方へ広めて参ります。また、こどもたちや保護者の皆様にもスポーツ活動は常に危険と隣り合わせである旨を充分に理解して頂けるような情報を発信して参ります。どうぞご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

事業目的

こどもたちが安心して楽しくスポーツに取り組めるようにジュニアスポーツ活動・社会教育活動の現場およびその周辺における安全の確保、環境の整備、指導者の育成等の施策を普及させ日本のジュニアスポーツの発展ならびに社会教育の振興に寄与することを目的とする。

各種事業



ジュニスボ安全補償制度とは

中学生以下のスポーツ活動に伴う様々なリスクに備える補償制度です。本制度は一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク会員のみに適用されます。



マウスガード普及推進活動とは

マウスガード（マウスピース）装着時の安全性を調査し、スポーツ活動中の接触事故の防止に努める 呼びかけと様々な情報を発信していきます。



体づくり支援活動とは

現在子供達のスポーツを取り巻く環境を周知し、トレーニング、メンタル、食育の観点から子供達の体づくり支援、サポートを行って参ります。



スポーツ事故防止活動とは

過去の事例からスポーツ活動中に起こり得るあらゆる事態を想定し、こどもたちの安全を守るための活動です。



AED 普及推進活動とは

ジュニアスポーツライフネットワークでは AED の普及を推進していくに当たり、普及の現状と重要性を伝達し皆様に AED の重要性を伝えてまいります。

会員登録

一種会員・賛助会員（個人及び団体）

本法人の目的に賛同し事業遂行に関与協力する者で理事会の承認を得た者および団体 入会希望の方は面談を行いますので事務局までご連絡ください。

一種会員

会費：10,000 円 / 年

※ジュニスボ安全補償制度の対象外です。

二種会員（個人）

本法人の目的に賛同するスポーツ団体の代表者等である者で理事会の承認を得た者 入会希望の方は[会員規定](#)を必ず一読し[入会申込用紙](#)（二種・三種）をご記入のうえ、ご送付ください。

二種会員

会費：1,200 円 / 年

三種会員（個人および団体）

本法人の目的に賛同するスポーツ団体の指導者や選手、ボランティアスタッフグループ等

三種会員（指導者）・・・二種会員が属する団体の指導者および監督、コーチ等

三種会員（選手Ⅰ）・・・二種会員が属する団体に所属する中学生以下の少年少女

三種会員（選手Ⅱ）・・・二種会員が属する団体に所属する高校生以上からシニア

三種会員（グループ）・・・二種会員が属する団体のボランティアスタッフグループ※1

※1・・・二種会員が属する団体の中学生以下の少年少女の保護者が対象となります。

三種会員（チーム）・・・条件は以下になります。

三種会員（指導者）

会費：1,200 円 / 年

三種会員（選手）

会費：750 円～6,000 円 / 年

※活動種目によって金額が異なります。

三種会員（グループ）

会費：5,000～30,000 円 / 年

※三種会員（グループ）は年度途中のスタッフ増減が想定されるため、団体所属の三種会員（選手Ⅰ）の入会数と同数として換算し会費を設定するものとする。
三種会員（選手Ⅰ）の入会数が 10～100 名の場合：1 グループあたり 5,000 円、101～300 名の場合：15,000 円、301 名以上の場合：30,000 円とする。

入会特典

- ・ジュニスボ安全補償制度の対象となります。
- ※[福利厚生規定](#)を必ずお読みください。
- ・各種事業で行うイベントの情報および参加優待が受けれます。

会員有効期間

会費納入時～次に迎える 3 月 31 日とする。

登録までの流れ

[会員規定](#)を一読し、[入会申込用紙](#)（二種・三種）に必要事項を記入のうえ、事務局あてに FAX もしくはメールにて送付ください。

チーム会員募集

チーム会員の条件

二種会員が 1 名以上で構成されている団体で、三種会員（選手Ⅰ）が 10 名以上の場合は、本法人の『チーム会員』として登録できます。

チーム会員の会費

登録時の・・・
〔二種会員の会費〕+〔三種会員（選手Ⅰ）人数×会費〕+〔三種会員（指導者）人数×会費〕=①
〔三種会員（グループ）の会費〕=② チーム会員の会費は①+②

チーム会員の特典

通常の入会特典以外にこんな特典が付いてきます。
・入会時の会費で 1 年間サポート※チームに入会があった場合も追加徴収はありません。
・名簿の提出のみで入会手続き終了（選手Ⅰのみ）